

# 令和5年12月時津町農業委員会 議事日程

日時 令和5年12月25日（月曜日）10時～11時10分

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

## 1. 開 会（10時）

## 2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-51号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-52号）

日程第4 報告第1号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出（受付番号第1-49号）

報告第2号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-50号）

報告第3号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1-53号）

報告第4号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1-54号）

## 3. 出席委員

### ○農業委員（9名）

1番 朝長 克二                      2番 欠席                      3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一                      5番 高橋 達男                      6番 欠席

7番 池田 稔                      8番 濱田 信                      9番 渡辺 洋一

10番 水口 直喜                      11番 辻 文美

### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人                      2番 溝上 直美                      3番 植田 秀之

## 4. 議事録署名人      4番 小畷 栄一                      5番 高橋 達男

開 会                      10時00分

○議 長                      皆様おはようございます。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委

員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和5年12月農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、4番小畷委員、5番高橋委員を指名いたします。

日程第2、議案第1号ですが、県への申請が取り下げられましたので、こちらも取り下げをいたします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

県から添付書類の不備を指摘され、内容については申請者へ伝達しておりました。追加・修正等が送付期限に間に合いませんでしたので一度取り下げを行ったところです。提出があり次第、再度総会に議案として挙げるようにいたします。

○議長

日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

15ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町浦郷274番地1、時津町、農地は、浜田郷〇〇、田45㎡、浜田郷〇〇、田348㎡、浜田郷〇〇、田170㎡、浜田郷〇〇、田39㎡、計602㎡です。売買による所有権の移転ですので設定期間は永久です。申請理由は譲受人は西時津小島田線打越工区事業に伴う自己所有地を売り渡したため代替地として譲り受けるため、譲渡人は西時津小島田線打越工区事業に伴う譲受人所有地の買収の代替地として譲り渡すためです。市街化調整区域第2種農地です。譲受人の常時従事者は3名で従事日数は410日、譲受人の経営面積は現在は5362㎡です。16ページをお開きください。許可申請書です。22ページは位置図、23ページは現況写真です。

この申請は7月に提出いたしました議案に関連するものです。その時の

内容は道路拡張による住宅の移転のため、隣接し所有する農地を農家住宅建設用地として利用すべく申請を行ったものでした。道路拡張の際に時津町が買収を行ったのは宅地と農地でしたが、結果により減少したのは住宅の移転先の農地でありましたので、今回代替地としては両者協議の上、農地を譲り受けることとなったものです。

○議長

本件に関し、担当地区の委員からご意見はありませんか。

（渡辺委員）

特にありません。

（水口委員）

なぜ時津町が農地を所有していたのか、それは代替地として譲り渡すために手に入れたのか、いつ頃所有権を手に入れたのか気になった。取得したことを我々農業委員会がこの申請が出るまで知らなかったことが問題であるように感じる。

（小嶋委員）

経緯を報告してくれることを望む。

（水口委員）

できれば、このような案件は時間があえば担当部課長にも参加していただくようお願いしたい。

○事務局

公共事業等で地方公共団体が農地を取得する際には、農業委員会の許可は必要ないので総会に議案としてはあがってこない。

（水口委員）

議案としてあがってこないことについては理解できるが、何も報告がないということは農業委員会を無視しているように思える。

（辻委員）

町が農地を取得する場合には農業委員会に報告が欲しいというこ

とですか。

(水口委員)

そうです。承認や許可というわけではなく、委員会に教えてほしいということ。

○議長 担当課にこの総会に参加してもらおうということは明言できません。次回の同様の案件からどうゆう経緯で行ったかを説明いただくようお願いしたいと思う。

○事務局 県の農地取得の情報はむずかしいが、町が農地取得を行ったという情報は随時総会にて報告するようにしたいと思います。

○議長 ほかにご質問、ご意見ありませんか。  
ないようでしたら、議案第2号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定いたします。

日程第4、報告事項が4件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告第1号です。24ページをご覧ください。農地転用許可不要案件（農業用施設）の届出です。届出人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は西時津郷〇〇、畑54㎡です。未届けであった農業用駐車場を届け出るものです。届出時点ですでに着工しております。市街化調整区域第2種農地です。200㎡未満の農業用施設のため農地転用許可不要案件となります。25ページをご覧ください。農地転用届出書です。26ページは位置図、27ページは現状写真です。

報告第2号です。28ページをご覧ください。農地法第5条第1

項第7号の規定による届出です。使用借人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、元村郷〇〇番〇、畑24㎡、元村郷〇〇番〇、畑64㎡、計88㎡です。使用借人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年11月17日、受理通知日は令和5年11月17日です。権利の種類は使用貸借権の設定で、使用借人と使用貸人のご関係は夫婦で、期間は永年となります。市街化区域第3種農地です。現在行われている区画整理区域内で仮換地は〇〇と〇〇です。29ページをご覧ください。転用届出書です。31ページは仮換地指定通知書です。仮換地が農地以外にもありますのでこちらと合わせて住宅用地として利用するものです。32ページは位置図、33ページは現況写真です。34ページは土地利用計画図です。

報告第3号です。35ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出です。権利者（相続人）は長崎市〇〇町〇〇、〇〇〇〇、義務者（被相続人）は時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、西時津郷〇〇番〇、畑264㎡です。相続により所有権を取得した旨の届出です。権利を取得した日は令和5年11月29日、権利を取得した事由は令和5年9月30日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はございません。36ページをご覧ください。届出書です。37ページは位置図です。

報告第4号です。38ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出です。権利者（相続人）は時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、義務者（被相続人）は報告第3号と同じ方です。農地は、西時津郷〇〇番〇、畑875㎡、西時津郷〇〇番〇、畑744㎡、西時津郷〇〇番〇、畑440㎡、計2059㎡です。相続によ

り所有権を取得した旨の届出です。権利を取得した日は令和5年11月10日、権利を取得した事由は令和5年9月30日の相続です。同様に農業委員会によるあっせん等の希望はございません。39ページをご覧ください。届出書です。40ページは位置図です。以上です。

○議長

報告に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

(水口委員)

報告第3号、第4号の場所は果樹が植えられており、しばらく休耕状態だったと記憶している。このような果樹が植えられている農地を相続した場合、そのままにされると病害虫の発生が2～3年後にくるため周辺農地に悪影響を与えると思う。当委員会でもどこまで踏み込んで指導すべきなのかどうか。廃園なども含めて。

(辻委員)

特に地元にはいない人が相続したりすると、その畑に関しては全く見にも来ない、何もしないという状況なので、周りの畑に影響を及ぼしているという想像もしていないんじゃないかと思う。そしたらやっぱり相続を受けた段階で農地であるならば、病害虫などのことで迷惑をかけるから近隣農家に迷惑が掛からない程度の管理はしてくださいなりの通知をしないといけないんじゃないかなと思う。今回のような報告が出たら地主が誰かわかるので、是非通知を出すことを検討していただきたい。

○事務局

通知のやり方を含め、検討します。

○議長

ほかにご意見ありませんか。

ないようでしたら、報告を終わります。

以上をもちまして、12月農業委員会を閉会いたします。次回は1月25日(木)午前10時から場所は本庁舎4階大会議室で行います。

署名

署名